

関係各位

財政局公共施設・事業調整課  
担当課長

## 工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る費用の設計変更時における積算上の対応について（通知）

これまで本市発注の工事、委託（設計・測量・調査等業務）（以下、工事等という。）における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を行ってきたところですが、国土交通省から「工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について（令和2年4月20日付事務連絡）」及び「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る費用の設計変更時における積算上の対応について（令和2年4月22日付事務連絡）」がありました。

これを受け、本市も国と同様の扱いとします。

各局技術監理（管理）担当課におかれましては、引き続き本市発注の工事等の感染拡大防止に万全を期すよう、工事監督課等担当部署に周知願います。

### 1 感染拡大防止対策に係る費用の取り扱いについて

受注者が、追加で費用を要する感染拡大防止対策を実施する内容の施工計画書又は業務計画書が提出された場合、受発注者間で設計変更の協議を行ってください。その上で、個別の現場に係る感染拡大防止のために必要と認められる対策については、設計変更を行い、請負代金額又は業務委託料の変更や工期又は履行期間の延長を行うこととします。

### 2 設計変更手続きについて

横浜市請負工事設計変更ガイドラインに基づき手続きを行い、原則として、当初契約金額の30%までの範囲で、設計変更を行ってください。

なお、予算を超過する可能性がある場合は財政課と、また当初契約金額の30%を超過する可能性がある場合は、契約第一課と事前に協議してください。

### 3 設計変更の対象について

本市も国に準じることとし、国土交通省通知の設計変更の対象例を示します。

#### (1) 土木積算体系の工事及び委託（設計・測量・調査等業務）

国土交通省の設計変更対象例

＜共通仮設費＞

- ・労働者宿舎における密集を避けるための、近隣宿泊施設の宿泊費・交通費
- ・現場事務所や労働者宿舎等の拡張費用・借地料

※いずれも、その後の積算における現場管理費率や一般管理費率による計算の対象外とする。

＜現場管理費＞

- ・現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用
- ・現場に配備する消毒液の購入、赤外線体温計等の購入・リース費用
- ・遠隔臨場やテレビ会議等のための機材・通信費

※いずれも、その後の積算における一般管理費率による計算の対象外とする。

なお、ここに掲げる例のほかにも、感染拡大防止のために必要と認められる対策については、設計変更を行うことを妨げない。

#### (2) 営繕工事（建築積算体系の工事）

国土交通省の設計変更対象例

「防止対策費用」

- ・現場に従事する者のマスクの購入
- ・現場に配備する消毒液の購入
- ・現場入場・退場時の現場内施設の消毒作業
- ・体温計測器の設置
- ・遠隔現場管理に要する機器及び通信費

※ 上記内容に現場管理費及び一般管理費等が必要な場合は、費用に含める。

「防止対策工事」

- ・改修工事において、入居者エリアと工事施工エリアを区画するための仮設間仕切りの設置工事
- ・その他密集回避、感染防止のため必要な工事

※ 上記内容に現場管理費及び一般管理費等が必要な場合は、費用に含める。

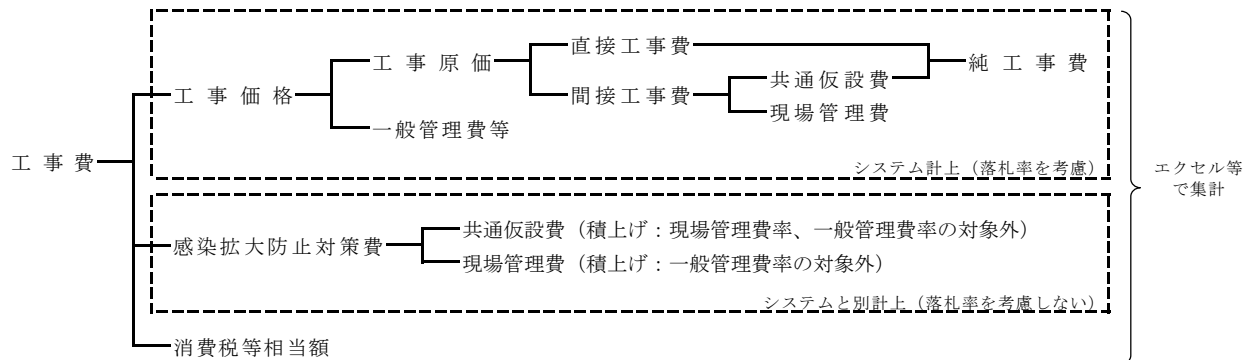
なお、インカムやテレビ会議等のための機材の購入費については、国税庁が定める耐用年数と当該工事等で感染拡大防止を行った期間を基に算定することとし、原則として今年度に購入した機材に限定することとします。

#### 4 費用の計上方法について

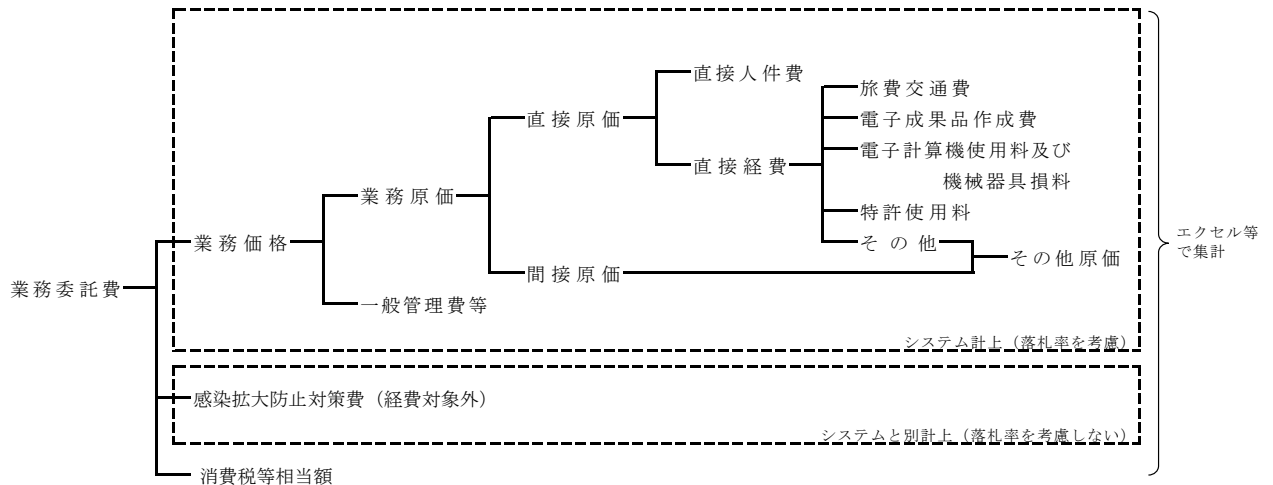
実施した感染防止対策の内容が証明できる伝票（納品書、請求書、領収書等により実際の購入時期や価格がわかる資料）と集計表等を基に、受発注者間で協議を行ったうえで、次のとおり計上することとします。

なお、計上箇所については、本体価格には含めず、外書きにより「感染拡大防止対策費」として計上し、請負比率を乗じないこととします。

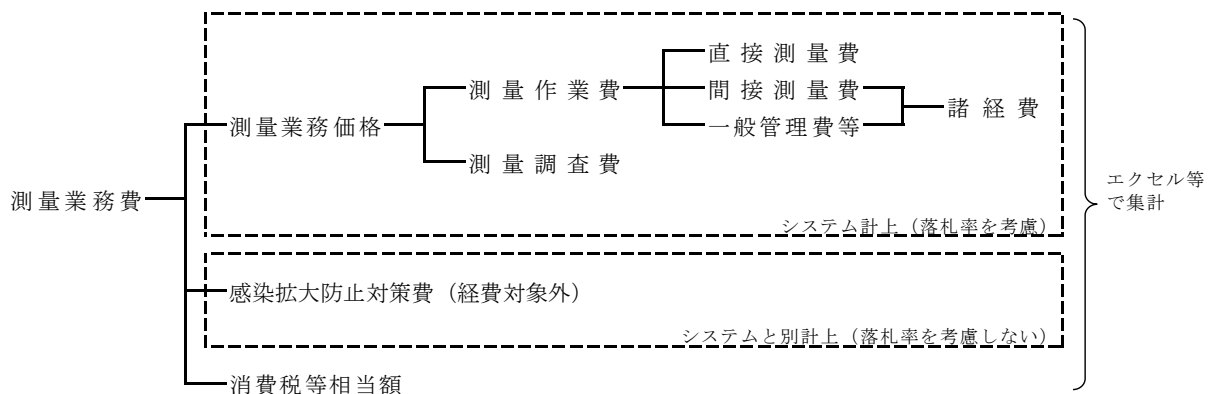
##### (1) 工事（土木積算体系）の場合



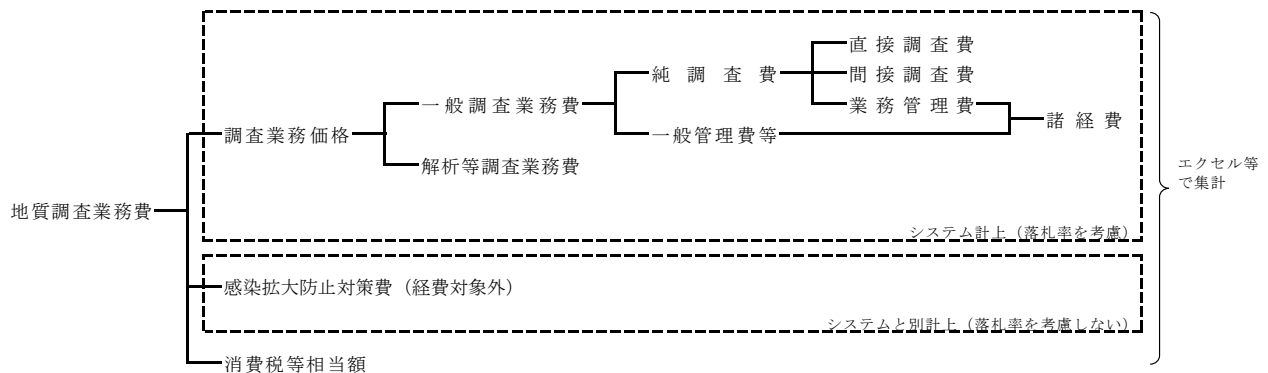
##### (2) 設計業務の場合



##### (3) 測量業務の場合

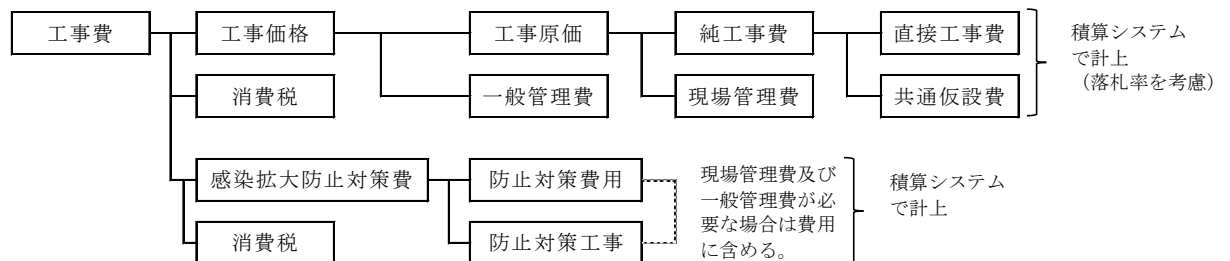


#### (4) 調査等業務の場合



#### (5) 工事（建築積算体系の工事）の場合

感染拡大防止対策費は、受注者より実施計画書の提出を受け、受発注者間において必要性を協議し、計上する。



※現場管理費及び一般管理費等が必要となる場合は受注者からの見積の提出を受け、必要な費用として計上する。

※感染拡大防止対策費は請負比率を乗じないこととする。

※感染拡大防止対策と通常の工事を実施する内容との切り分けが困難な場合（例：仮設間仕切りの設置を防塵対策でやるつもりだった）には、通常の工事による積算方法によってください。

建築積算体系の工事に関することについては、建築局営繕企画課にお問い合わせください。

#### (参考)

- ・「工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について」（令和2年4月20日付国土交通省事務連絡）
- ・「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る費用の設計変更時における積算上の対応について」（令和2年4月22日付国土交通省官房官庁営繕部事務連絡）

【担当】 財政局公共施設・事業調整課  
生井・辻  
(電話 671-4084)

**【4 費用の計上方法に関すること】**

財政局公共施設・事業調整課

上野・出井

(電話 671-2025)

**【2 設計変更手続きに関すること】**

財政局契約第一課

秋元・川村

(電話)

(電話 671-2246)